

## **[事案 2022-71] 新契約無効請求**

・令和5年1月29日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成10年10月に契約した医療特約付定期保険について、以下の理由により、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、自分は日本語の簡単な会話はできたが、読解能力は乏しく、募集人の日本語での契約内容の説明は理解できていなかった。
- (2) 契約後にアフターフォローがなく、新しい保険の提案がなかった。

### **<保険会社の主張>**

申立人は、申込書に自署して20年以上契約を継続しており、給付金の請求歴もあることから、本契約の内容を承諾、了知したうえで継続していたと考えられるため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約当時の申立人の日本語の理解能力を鑑みると、申立人自身が本契約の内容を理解できていなかった可能性を否定できない。
- (2) 募集人としては、申立人が本契約の内容を理解しているか、理解が難しい場合には申立人配偶者が代わりに理解したことを確認し、申立人にそれでよいか確認するといった丁寧な確認を行うことが望ましかった。